

訪問看護サービス契約書

(重要事項説明書兼用)

(2026/01/01 現在)

この書面は、訪問看護サービスの利用にあたっての重要な事項を説明するとともに、利用者と事業者との間で締結する契約の内容を定めるものです。

様（以下、「利用者」といいます）と株式会社フラクタル（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問看護サービス（指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を含み、以下「本サービス」といいます）の提供について、次のとおり契約を締結します。

第1章 事業者の概要

第1条（事業者情報）

項目	内容
法人名	株式会社フラクタル
法人代表者	代表取締役 浅井 拓哉
法人所在地	千葉県船橋市三山6丁目22-2 パレドール小川201
事業所名	フラクタル訪問看護 船橋
事業所所在地	千葉県船橋市三山6丁目22-2 パレドール小川201
事業所連絡先	電話：047-770-1228 FAX：047-413-0502
介護保険指定番号	1262891190

第2条（相談窓口）

項目	内容
担当者	管理者 古谷 一真
電話番号	047-770-1228
受付時間	9時～19時（月曜日～日曜日）
備考	緊急時は24時間対応の連絡体制を整備しています（第11条参照）

第2章 契約の目的と期間

第3条（契約の目的）

事業者は、医療保険法、介護保険法等の関係法令及び本契約書に従い、利用者の主治医（以下「主治医」といいます）の指示に基づき、利用者の療養生活の質の確保、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図り、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切な本サービスを提供します。

第4条（契約期間）

1. 本契約の契約期間は、契約締結日からとし、以下の各号に定める日までとします。
 - (1) 医療保険を利用する本サービスの場合：利用者から事業者に対する終了の意思表示があつた日まで。
 - (2) 介護保険を利用する本サービスの場合：利用者の要介護認定または要支援認定（以下「要介護認定等」といいます）の有効期間満了日まで。
2. 前項（2）の場合において、契約満了日の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、本契約は自動的に更新されるものとします。
第1項の規定にかかわらず、第17条から第19条に定める契約の終了事由が生じた場合は、当該条項の定めるところにより本契約は終了します。

第3章 サービス内容

第5条（提供するサービス）

事業者が提供する本サービスの内容は、以下のとおりです。詳細については、別途作成する訪問看護計画書において定めます。

（1）健康状態の観察

血圧・体温・呼吸・脈拍等の測定、病状の観察、精神面のケア

（2）日常生活の看護

身体の清拭、洗髪、入浴介助、食事や排泄などの介助・指導、口腔ケア

（3）医師の指示に基づく医療処置

褥瘡の予防・処置、カテーテル等の管理（胃ろう、膀胱留置カテーテル、気管カニューレ等）、点滴、注射、血糖測定、インスリン注射、吸引、在宅酸素療法、人工呼吸器管理など

（4）在宅リハビリテーション

寝たきりの予防、関節の拘縮予防や機能回復のための訓練、日常生活動作訓練（食事、排泄、移動、更衣等）、嚥下訓練、言語訓練、福祉用具の利用相談など

※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問は、看護業務の一環としてリハビリテーションを提供するものです。

（5）認知症・精神疾患の看護

認知症の方への対応方法の助言・看護、精神疾患のある方の服薬管理・精神的支援

（6）療養生活や介護方法の指導

利用者様及びご家族への介護指導、相談対応、精神的支援

（7）終末期（ターミナル）ケア

痛みのコントロール、緩和ケア、看取りの支援、精神的支援

（8）その他

介護用品の相談、社会資源の紹介など

第4章 職員体制

第6条（職員配置）

職種	職員数	業務内容
管理者	看護師または保健師 1名	事業所の職員の管理、業務の実施状況の把握その他管理を一元的に行う。
看護職員	常勤換算2.5名以上 (内、常勤1名以上)	訪問看護計画書の作成（准看護師を除く）、訪問看護サービスの提供、記録、報告。
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	適当数	医師の指示に基づき、看護業務の一環としてリハビリテーションを行う。

※職員は研修等を通じて資質の向上に努めます。

第5章 営業日・営業時間

第7条（営業日時）

項目	内容
営業日	月曜日から日曜日まで
営業時間	9時から19時まで
休業日	なし

第6章 個別サービス計画

第8条（訪問看護計画書）

- 事業者は、主治医が交付した訪問看護指示書、利用者の日常生活の状況及び利用者の意思を踏まえ、介護保険を利用する本サービスの場合は利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）の内容に沿って、本サービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した「訪問看護計画書」を作成します。
- 事業者は、訪問看護計画書の内容を利用者及びその家族に説明し、同意を得た上で、計画的に本サービスを提供します。
- 事業者は、訪問看護計画書の作成後、当該計画書を利用者に交付します。

第9条（主治医との連携）

- 事業者は、本サービスの提供を開始するにあたり、主治医からの訪問看護指示書を文書で受領します。
- 事業者は、主治医に対し、訪問看護計画書及び「訪問看護報告書」を提出し、常に密接な連携を図ります。

第7章 緊急時の対応

第10条（緊急時対応）

- 事業者の従業者は、本サービスの提供中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、指示を求める等の適切な処置を行うものとします。
- 主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送を依頼する等、必要な措置を講じます。
- 前二項の措置を講じた場合、事業者は速やかに管理者に報告するとともに、主治医及び利用者の家族等に連絡します。

第11条（24時間対応体制）

- 緊急時訪問看護加算（介護保険）または24時間対応体制加算（医療保険）の契約を締結した利用者に対しては、営業時間外であっても、24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡に対応できる体制を整備します。
- 緊急連絡先は、上記加算の契約者に対して別紙でお渡しします。

第8章 利用料金

第12条（基本利用料）

- 利用者は、本サービスの対価として、介護保険法または医療保険法の規定に基づき厚生労働大臣が定める額のうち、各保険制度における利用者負担割合に応じた額を事業者に支払うものとします。
- 医療保険をご利用の場合：各種医療保険の規定に基づき算定した額の自己負担割合分。
- 介護保険をご利用の場合：介護保険法に基づき算定した単位数に、当事業所の地域区分に応じた単価を乗じた額の自己負担割合（1割～3割）分。支給限度額を超えたサービス利用は全額自己負担となります。
- 法定利用料の改定があった場合は、改定後の料金を適用します。
- 詳細な料金は、個別の状況に応じてご説明し、別紙（加算同意書）で同意をいただきます。

第13条（その他の料金）

項目	金額	備考
交通費（事業実施地域内）	無料	
交通費（事業実施地域外）	1kmあたり10円	自動車使用の場合
90分超過時	30分ごとに4,500円	
死後の処置（エンゼルケア）	20,000円	訪問看護と連携して行う場合
衛生材料費・オムツ代等	実費	事前に説明し同意を得て使用
水道・ガス・電気等	実費	利用者宅でのサービス提供に使用

第14条（キャンセル料）

- 利用者は、本サービスの利用を中止する場合、予定されている訪問日の前日19時までに事業者に通知することにより、料金を負担することなく中止することができます。

- 利用者が前項の期限までに通知することなく本サービスの利用を中止した場合、または利用者の都合によりサービス提供ができなかった場合、事業者は利用者に対し、キャンセル料として5,000円を請求することができます。
- ただし、利用者の病状の急変による受診・入院など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

第15条（支払方法）

- 利用者は、当月1日から末日までの利用者負担金及びその他の料金の合計額を、以下のように支払うものとします。
 - 銀行口座引き落とし：事業者は、翌月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に利用者の指定する口座から自動引き落としをします。引き落とし手数料は事業者が負担します。
- 利用者負担金及びその他の料金の支払いが支払期日までになされなかった場合、事業者は利用者に対し、支払期日の翌日から支払い完了の日までの日数に応じて年率14.6%の割合で計算した遅延損害金を請求することができるものとします。
- 医療保険または介護保険の適用を受けない本サービス（各保険制度の支給限度額を超えるサービスを含む）を利用した場合、その費用は全額利用者の自己負担となります。

第9章 サービス提供地域

第16条（通常の事業の実施地域）

本サービスの通常の事業の実施地域は、船橋市、習志野市、八千代市、千葉市美浜区、千葉市花見川区、千葉市稲毛区、佐倉市とします。

※上記地域以外の方でも、ご希望の場合はご相談ください。

第10章 契約の終了

第17条（利用者からの解約）

- 利用者は、事業者に対し、1週間の予告期間をおいて文書で通知することにより、本契約を解約することができます。
- 前項の規定にかかわらず、利用者の病状の変化、急な入院その他やむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でも本契約を解約することができます。
- 利用者は、以下の事由に該当する場合、事業者に対し文書で通知することにより、直ちに本契約を解約することができます。
 - 事業者が正当な理由なく本サービスを提供しない場合
 - 事業者が第21条に定める秘密保持義務に違反した場合
 - 事業者が利用者またはその家族等に対し、社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - 事業者が破産した場合

第18条（事業者からの解約）

- 事業者は、利用者が法令違反その他不当な行為を行い、事業者からの改善の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達成することが困難と判断したときは、利用者に

対し、2週間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、本契約を解約することができます。

2. 事業者は、以下の事由に該当する場合、催告その他の手続を要しないで、直ちに本契約を解約することができます。
 - (1) 利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合
 - (2) 利用者またはその家族等が、事業者または本サービスの従業者に対し、身体・財産・名誉等を傷つけるなど、本契約を継続し難い著しい背信行為を行った場合

第19条（自動終了）

以下の事由に該当した場合は、本契約は自動的に終了します。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 利用者が介護保険施設に入所した場合
- (3) 介護保険を利用する本サービスの場合において、利用者の要介護認定等の区分が、要支援または非該当（自立）と認定された場合（ただし、医療保険等によるサービス継続が可能な場合を除く）

第11章 サービス提供記録

第20条（記録の作成・保管）

1. 事業者は、提供した本サービスの内容、日時、担当者名等を訪問看護記録書に記録します。
2. 事業者は、利用者から求めがあった場合には、訪問看護記録書の控えを交付します。
3. 事業者は、本サービスの提供に関する諸記録（診療録を含む）を整備し、本契約の終了の日から5年間保管します。
4. 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所において、当該利用者に関するサービス提供記録を閲覧できます。
5. 利用者は、当該利用者に関するサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。ただし、複写にあたり実費（コピー1枚につき20円）を負担するものとします。

第12章 秘密保持・個人情報

第21条（秘密保持）

1. 事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約終了後も同様とします。
2. 事業者は、利用者またはその家族から予め文書による同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者またはその家族の個人情報を用いません。
3. 個人情報の取り扱いについては、別途「個人情報使用同意書」にて説明し、同意をいただきます。

第13章 虐待の防止

第22条（虐待防止措置）

事業所は、利用者様の人権を尊重し、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底します。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を設置します。

第14章 苦情・相談対応

第23条（苦情・相談窓口）

1. 事業者は、利用者からの本サービスに関する相談、要望、苦情等に対応するための窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。

項目	内容
担当者	管理者 古谷一真
電話番号	047-770-1228
受付時間	9時～19時（月曜日～日曜日）

2. 事業者は、苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から5年間保存します。

第24条（行政機関その他相談窓口）

機関名	連絡先
千葉県国民健康保険団体連合会	043-254-7318
船橋市 介護保険課	047-436-2302
八千代市 長寿支援課	047-421-6736
習志野市 介護保険課	047-451-1151
花見川保健福祉センター高齢障害支援課	043-275-6401
美浜区保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室	043-270-4073
稻毛保健福祉センター高齢障害支援課	043-284-6242

第15章 損害賠償

第25条（賠償責任）

事業者は、本サービスの提供に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合は、利用者に対し、その損害を賠償します。事業者は、このための損害賠償保険に加入しています。

第16章 その他

第26条（身分証の携行）

事業者の従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者またはその家族から提示を求められた時は、これを提示します。

第27条（連携）

事業者は、本サービスの提供にあたり、主治医、介護支援専門員、その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第28条（本契約に定めのない事項）

1. 利用者及び事業者は、信義誠実の原則に則り、本契約を履行するものとします。
2. 本契約に定めのない事項については、医療保険法、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者が誠意をもって協議の上、定めます。

第29条（裁判管轄）

本契約に関してやむを得ず訴訟の必要が生じた場合は、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに予め合意します。

署名欄

上記契約内容及び、別紙の加算同意書、個人情報使用同意書について説明を受け、同意の上、本契約の証として、利用者は本書に署名押印し1通作成します。事業者は、利用者が署名押印した本書を受領後、これを電子データとして保存し、その後速やかに本書を利用者に交付します。利用者は、交付された本書を保管するものとします。

契約締結日 年 月 日

利用者

住所：

氏名： 印

(代理人)

住所：

氏名： 印

続柄：

事業者

事業者名：株式会社フラクタル

所在地：千葉県船橋市三山6丁目22-2 パレドール小川201

代表者名：代表取締役 浅井 拓哉

事業所名：フラクタル訪問看護 船橋